

スクエアクライミングセンター 会員規則

2015年6月23日より

〔名称〕

第1条 本センターを総称して「スクエアクライミングセンター」（以下センターという）。

〔目的〕

第2条 本センターは本会則に則り、本センター会員がセンターの施設を利用し、クライミングのテクニック・心身の健康維持・健康増進・会員相互の親睦を計ることを目的とする。またフリークライミングの普及のための場所でもある。

〔管理運営〕

第3条 本センターは浜松市中田町 449 スクエアクライミングセンター内「株式会社角孝中村土建」が所有し、本センターの管理運営にあたる事務所も株式会社角孝中村土建内におく。

〔会員制度〕

第4条 1、本センターは、会員制度にて利用出来る。
2、本センターに入会利用する者は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約を会社と相互に締結しなければならない。
3、会員の特典については別に定める。
4、会員は本センター施設を利用する時は、常に会員証を提示しなければならない。

〔入会資格〕

第5条 1、身長110cm以上で、本センターの会則に従う者。
2、フリークライミング施設の利用に堪え得ると認められたものにかぎる。

〔会員資格〕

第6条 第4条第2項の契約が完了し、規定の料金の納入により、会員資格を取得したものとする。

〔入会手続き〕

第7条 入会しようとする時は、所定の申込書により入会申込を行い、会社の承認を得た上、会員区分に従って登録料及びその他所定の費用等を会社に払い込み、入会手続きが完了する。

〔利用者が18歳未満者の場合〕

第8条 18歳未満が会員並利用する場合は、本人とその親権者が連署した上、申し込むものとする。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本センター利用会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

〔会員資格譲渡〕

第9条 本センターの会員資格は他に譲渡できない。

〔登録料・諸会費〕

第10条 1、登録料及び会員区分に従う諸会費は別に定める。登録料及び諸会費は税込み価格とする。
2、一旦納入した登録料及び諸会費は、原則としてこれを返還しない。

〔諸規則の厳守〕

第11条 1、会員は本センター施設利用にあたり、本会則及び施設内規則を厳守しなければならない。
2、会員は本センターの施設利用にあたり、当施設のインストラクターの指示に従わなければならない。
3、会員は本センター施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。

〔損害賠償責任免除〕

第12条 会員が本センター諸施設の利用中、その責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、会社はその損害賠償の責を負わない。

〔会員、ビジターの損害賠償責任〕

第13条 会員が本センター諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合その会員が全ての責に任ずるものとする。

〔会員資格喪失〕

第14条 会員は次の各項に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利をも喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。なお、登録料及びその他所定の費用等の返還はないものとし、会員は会員証を返還するまでは、諸会費及び諸費用を支払う責を負い、会社はこれらを請求する権利を有する。
1、会員の都合により退会を申し出、会社がこれを承認した場合。
2、除名された時。
3、会員本人の死亡。
4、経営上やむを得ない事由により、本センター施設の全部を閉鎖した時。

〔会員除名〕

- 第15条 会員で次の各項に該当した場合、会社はその会員を本センターから除名することができる。また会員はその時点で会員の資格のすべてを喪失する。その場合速やかに会員証を返還しなければならない。なお、登録料及びその他所定の費用等の返還はないものとし、会員は会員証を返還するまでは、諸会費及び諸費用を支払う責を負い、会社はこれらを請求する権利を有する。
- 1、本センターの会則及び諸規則に違反したとき。
 - 2、本センターの名誉を傷つけ秩序を乱し本センター会員として相応しくない行為をした場合。
 - 3、諸会費及び諸費用等の支払を怠ったとき。
 - 4、その他会社が本センター会員としてふさわしくないと認めた場合。

〔施設の一時的閉鎖・一時的休業〕

- 第16条 会社は次の場合、諸施設の全部または一部の閉鎖、または休業をすることができる。その場合、原則として一週間前までにその旨を告示する。またこれにより会員の会費支払い義務が縮減され、また停止されることはない。
- 1、気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
 - 2、施設の改造及び修理による、やむを得ない場合。
 - 3、定期休暇（夏季、年末年始、GW、クライミングコンペ日）等による場合。
 - 4、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

〔利用の禁止〕

- 第17条 次の各項に該当する者の施設利用はこれを禁止する。
- 1、伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病を有するもの。
 - 2、精神病患者。
 - 3、飲酒により、正常な施設利用ができないと認められたもの。
 - 4、その他医師により運動を禁じられている方。

〔諸費用等の変更〕

- 第18条 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会経済情勢の変動に応じて変更することができる。

〔会則の改訂〕

- 第19条 会社は、会則等の改訂を行う事ができる。改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

〔ルート壁の使用〕

- 第20条 次の各項に該当する者は本センターのルート壁を使用することができる。
- 1、本センター指定の初心者講習を受講した者（但しトップロープクライミングに限る）
 - 2、経験者と同伴の者（但しトップロープクライミングに限る）
 - 3、本センター指定のリードクライミング講習を受講した者。
 - 4、リードクライミングの経験がある者。
- （経験者とはリードクライミングおよびリードクライミングのビレイについて本センターで実施しているリードクライミングの講習内容と同等もしくはそれ以上の知識を有し、クライミングの持つ危険性を正しく理解した上でそれを回避する技術を実行し、自らの責任において事故を処理できる者である）

〔講習行為の禁止〕

- 第21条 リードクライミングの講習を行おうとする山岳会、学校、各種団体については事前に本センターに届け出て許可を得るものとする。また会員同士でのリードクライミングおよびリードクライミングのビレイ講習行為を禁止する

〔物販等の禁止〕

- 第22条 本センター内及び敷地内において許可無く次の営業行為を禁止する。
- 1、物販およびそれに類似する行為
 - 2、ビラ配り
 - 3、勧誘
 - 4、その他本センターの営業を妨げる一切の行為

〔ホールドについて〕

- 第23条 ホールドの交換、移動等の禁止
- 全てのホールドの移動、変更、交換を許可無く行ってはならない

〔処罰規定〕

- 第24条 正規の料金を払わずに不正に施設を利用した会員(非会員も含む)は定められた罰金を支払うものとする。
- 罰金 壹万円